

行政とちぎ



御橋（宇都宮市）

2006. 4

No.352

— 目 次 —

- 国際業務について・・・・・・・・・・ 2
- 基礎研修会開催・他・・・・・・・・・・ 3～4
- 書士会日誌・・・・・・・・・・ 5～6
- 会員名簿のインターネット公表の開始について・・ 7
- 申請取次者証明書及び
届出済証明書の更新届出手続について・・・・・・・・ 7
- 在留資格「研修」における再研修等の
基準ガイドラインの制定について・・・・・・・・ 8
- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に
係る審査基準の一部改正について・・・・・・・・ 9

- 支局情報・・・・・・・・・・ 10
- 支局かわら版・・・・・・・・・・ 10～11
- おじゃましま～す・・・・・・・・・・ 12
- 縁をつなげる・・・・・・・・・・ 13
- アドちゃんの談話室・表紙写真・・・・・・・・ 14
- 会員の動き・
平成 18 年度栃木県行政書士会定期総会・
政連栃木会定期大会のお知らせ・・・・・・・・ 15
- 会員ギャラリー・・・・・・・・・・ 16



栃木県行政書士会

国際業務について

栃木県行政書士会 業務研修部長 風間 洋



許認可に関わる法律等に、この手続きは行政書士の業務ですよって明記されていれば、なんか嬉しいですね。

確かにいろんな法律の条文の中に「行政書士」の文字を目にする事ってあまり無いように思います。

そんな中で唯一「出入国管理及び難民認定法」には規則の条項の各所に「行政書士」という文言があるのですが、皆さんは知っていましたか？

この部分は最近、「弁護士及び行政書士」に改正されましたが、社会の国際化が進むに連れて、当然のように外国人の法律違反も増え、またこれと連動し、法務大臣の裁量権である入管行政の決定に対する裁判上の不服申立ての機会が与えられたものと言えるでしょう。

私はこの入管の申請取次ぎ業務に関わり10年近くになりますが、未だにこの業務の奥深さには困惑しながらの毎日です。

なぜなら、建設業の許可申請等のように、「必ず許可になりますよ。」と断言出来ないもどかしさがあるからです。

相談者が必ず口にする言葉は、「何か良い方法は有りませんか？」です。しかし、この業務はこれが一番の問題であり、方法論に陥らないことが大原則だということを認識しなければなりません。

入管業務では、様々な人間模様をかいま見る機会も少なくありません。場合によっては依頼人が逮捕されることもありますし、警察・検察に対する対応に苦慮することもしばしばあります。

必然的に入管法の退去強制・違反調査や刑事訴訟法へも目が向くように成りました。収容所に面会に出向き仮放免や在留特別許可に係る書類を作らなければならない場合もあるからです。

それと、新聞のお悔やみ欄と同様に事件欄に目を通すのが日課と成りました。知ってる名前はどっちにあってもいい気持ちしませんね・・・。

とにかく良い結果ばかりではありませんが、一風変わったやり甲斐のある業務です。

取次ぎ制度が施行された当初は、このための資格制度が創設される動きさえありました。

依頼人の人生さえ左右しかねない許可申請であることと、依頼人や私達自身も事件に巻き込まれる可能性の高い業務でもあり、数年前までは申請取次行政書士として法務大臣の承認を得るために、かなり高いハードル(試験)をクリアする必要さえありました。

入管業務に関して私達は、日本の法律を十分理解出来ない外国人が不知により犯罪者とならない為のアドバイスと、それぞれの身分や能力に合った在留活動を円滑に行えるように、入国管理局との間の重要なパイプ役を担って行かなければなりません。

そのためにも今年度、業務研修部では国際業務、特に申請取次業務について研修内容を充実いたします。

基礎研修会開催

～ 安定した事務所経営について～



平成18年3月7日(火)行政書士会2階会議室において第2回基礎研修について研修会が開催され、前回同様に研修部担当理事の松岡敏郎先生が講師となり、研修を行いました。

今回の基礎研修は、「安定した事務所経営」について、講師自身の開業から現在に至る経営の変遷を実際の体験資料として、主に経営・営業戦略を中心に行われました。

開業間もない私達が必ず迷うことは、正に「安定した事務所経営を行うにはどうすべきか？」です。

研修参加者も真剣に聞き入り、大変参考になる有意義な研修会となりました。

(業務研修部 風間 洋)

成年後見全国行政書士協議会 設立へ向けての意見交換会

平成18年2月24日午後2時より、神奈川県民センター2階ホールにて、NPO法人神奈川成年後見サポートセンター主催による「成年後見全国行政書士協議会設立へ向けての意見交換会～成年後見制度における行政書士の役割について～」が行われ、当会業務開発部より廣田秀夫・井上尉央の2名が出席しました。

この会議は、行政書士が全国各地でNPO法人等を立ち上げ、成年後見に関して独自に行っている活動の意思統一を図ること目的とするもので、北は岩手県、南は大分県や長崎県まで、総勢150名前後の出席者がありました。

主催者挨拶、神奈川県行政書士会会長による挨拶のあと、積極的または独特な活動展開を行う4団体(栃木県行政書士会、NPO法人成年後見サポートセンター、東京都行政書士会、NPO成年後見センターあい愛サポートふくおか)による意見発表(活動報告)が行われました。

当会は、「他士業との協同によるNPO法人設立について」として約15分間意見発表を行いました。詳細については、レジュメのとおりです。

意見発表のあと、休憩を挟み「成年後見制度における行政書士の役割」について意見交換会が行われました。

全国各地の団体より、それぞれの活動について報告などがあり、その地方独自に抱える問題点や行政書士として抱える問題点等が提起されました。出席者より出された主な意見として1.行政書士による全国的な組織が今すぐに必要である(反対意見として、現時点では全国各地でそれぞれに活動を行い、最終的に全国組織を立ち上げて良いのではないかと) 2.行政書士が果たすべきは成年後見制度の中の調整役であるべき 3.能力担保をいかにやっていくかなどが挙げられました。

意見交換会のあと、懇親会が近隣施設で開催され、その際に当会会員による成年後見に関する取り組みがテレビ局により取材されたVTRが放映されました。参加者より「マスコミによって報道されることの重要性・インパクトの強さを改めて認識させられた」などの意見をいただき、参加者一同今後の戦略を見つめなおすきっかけになったようです。

行政書士が成年後見についての業務を展開していくにあたり、その認知度の低さ、組織的基盤の脆弱性、能力的担保の問題、地域的特徴のある問題など、様々な課題が残されていることを再認識させられるとともに、今後はその諸問題を丁寧に解決していくことで業務としての可能性が拡大していくことを感じさせられた会議となりました。

市民との接点が多岐に及ぶ行政書士として、市民にとって利便向上に繋がることができるよう体制作りが早急に求められていることを、成年後見に携わろうとする会員各自が認識することが大切であると感じました。

(業務開発部 井上尉央)

東京会成年後見センター発会式

平成18年3月9日午後1時30分より、東京都行政書士会による「東京都行政書士会成年後見センター」発会式が、東京都新宿区牛込筆筒区民ホールにて開催されました。当会より業務開発部理事廣田秀夫、井上尉央2名が出席しました。

東京会から約150名、当会を含め神奈川会、三重会、福岡会など全国各地より出席があり、総勢約170名の式典となりました。

来賓には、成年後見関係各団体に対する披露という意味もこめて、(社)成年後見センター・リーガルサポート本部および東京支部、社会福祉法人東京都社会福祉協議会、(社)日本社会福祉士会権利擁護センター「ばあとなあ」、NPO法人神奈川後見サポートセンターより代表者の方々にご来場いただき、それぞれ約20分程度の講演を行っていただきました。

各団体の、それぞれの方向からの講演内容は、これから立ち上がろうとする行政書士の取り組みに対してさまざまな意味で勉強になるとともに、参考となるものばかりで、成年後見に対する取り組み姿勢、あるべき姿、設立にはどのような点でもっとも苦労したかなど、発足してから現時点に至るまで、そして今現在抱える問題点などをお話していただくというものでした。

行政書士は、平成18年3月9日時点において全国組織化などは検討されていませんので、各単位会で成年後見に関する対応機能の充実を図らなければなりません。当会におきましては、まだ充実した対応がなされているとはいえない状態となっております。

これまでなかなか知る機会を得ることができずにいた、成年後見関係各団体の方向性や今まで構築してきた体制の決定方法や維持の方法など、最小限かもしれませんが情報や考え方を得ることができたので、それらを無駄にすることなく最大限に活用し、当会においてもその体制の充実を図っていきたくと考えております。

また、当発会式に出席したことで成年後見に関して積極的な取り組みを展開する各単位会との交流をも改めて深めることができ、行政書士の成年後見活動における地位向上を目指すためにも、更なる交流の維持並びに拡大に努め、各単位会同士の絆を強くしていきたいと考えております。

(業務開発部 井上尉央)

小山市市民生活課との打合せ

平成18年3月6日午後1時30分より、小山市市民生活課において成年後見ならびに行政書士制度について打合せを行いました。当会より理事白澤茂、井上尉央2名が出席しました。

小山市より、市役所職員1名、市民生活相談員6名が出席しました。行政書士制度について、行政書士の業務内容に関してパンフレット等を用いて約1時間、口頭による質疑応答を約20分間行い、職員ならびに相談員に業務内容と制度の理解を深めていただきました。

その後、成年後見に対する行政書士の取り組みについて紹介し、今後は行政書士も積極的に成年後見制度に参画していく方針であることを伝えました。

全ての質疑応答、業務案内が終了した後、今後小山市としては行政書士による相談窓口の設置を希望しており、今後の対応として、支部なども交えて、具体的な窓口設置の検討を図っていきたくと考えています。

(業務開発部 井上尉央)



ちいさなお花見

「しだれ桜の里」宇都宮市古賀志地区の小学校へ『孝子桜』を見に行った。この時期だけ校庭を公開するらしい。辺りはなだらかな斜面で、若いソメイヨシノが見渡す限り花盛り。ダラダラ坂を登ると校庭となる。そのまん中に目当てのしだれ桜が鎮座する。大切に手入れをされた老木である。美しい容姿、地面まで届く枝、ちいさめの花の色は可憐で枝の先々につぼみを見つけて思わずカワイイ！と叫んでしまう。

校舎をぐるりととり巻くしだれ桜は、その『孝子桜』の子や子孫であろうか。華やかな春の日ざしに光り輝くような小学校の姿、むかしの小学校ってこうだった。



ことしも桜を見た！としっかり心に刻んで風にゆれる桜を見つめていた。

(広報部 山本昭子)

日/曜日	内 容	出 席 者	頁
1日 水	雇用行政書士に関する調査	石塚部長 小室副部長	
2日 木	会員管理システム検討	岡井部長 前澤副会長 金敷会員	
7日 火	基礎研修会	風間部長 講師：松岡敏郎理事	P.3
8日 水	会則・施行規則の見直し検討 会員管理システム検討	岡井部長 木下副部長 前澤副会長 金敷会員	
9日 木	東京会成年後見センター発会式 三士会	廣田理事 井上理事 会長 堀越副会長 小室副部長	P.4
10日 金	編集会議	会長 秋田副会長 新井部長 大石理事 山本理事 田代理事 金敷専門部員	
	総務部会提出議案の検討	鈴木康夫理事	
13日 月	総務部会	会長 宮嶋副会長 岡井部長 木下副部長 鈴木康夫理事 古家専門部員	
16日 木	会計精査	根岸理事	
23日 木	業務研修部会	会長 前澤副会長 風間部長 石田副部長 江藤理事 松岡理事 渡辺専門部員 市川専門部員	
24日 金	会員管理システム検討	岡井部長 前澤副会長	
27日 月	総務部	宮嶋副会長 岡井部長 木下副部長	
29日 水	正副会長・各部長・委員長会議	会長 秋田副会長 前澤副会長 堀越副会長 宮嶋副会長 岡井部長 柳川部長 新井部長 石塚部長 風間部長 毛塚部長 田淵委員長 神山委員長	
30日 木	平成17年度著作権研修会	井上会員 白澤会員	-
31日 金	(3月期)		

雇用行政書士に関する調査

1日 AM10:00~12:00

【内容】

雇用行政書士に関する調査

会員管理システム検討

2日 PM4:30~6:30

【内容】

1. システムのデモを実施（入力処理）
2. 仕様の打合せを実施

総務部会・会員管理システム検討

8日 AM10:00~PM11:30

【内容】

1. 会則・施行規則の見直しを検討協議
2. 会員管理システムの細部を検討協議



三士会

9日 PM3:00~5:00

【内容】

各会の現況報告および質疑応答

広報部 編集会議

10日 PM1:30~5:00

【内容】

1. 行政とちぎ3月号の編集について
2. 「掘るまいか」上映会について
3. 広報部事業について
4. 平成18年度予算について

【決定・検討事項】

2. 反省と今後に向けて話し合いを実施。
3. 広報活動・会報編集・会報の送付について等、広報部事業全般の見直しと検討を行った。
4. 平成18年度予算を検討した。

総務部会提出議案の検討

10日 PM2:00~5:00

【内容】

総務部会提出議案（個人情報保護に関する件）の検討

総務部会

13日 AM10:30~PM6:00

【内容】

1. 平成17年度事業報告同決算並びに平成18年度事業計画同予算案について
2. 平成18年度第1回理事会開催について
3. 会員顕彰に関する件について
4. 会則一部改正（案）について
5. 個人情報保護法に関する策定（案）の検討について
6. 例規集の見直し、作成について
7. 会員名簿の発行に関する件について
8. 登録・変更等について
9. 各支部からの要望・意見について
10. その他
 - ・新聞広告掲載の件
 - ・定期総会に関する件
11. 宇都宮支部に理事選任依頼の件について

会計精査

16日 PM1:30~4:10

【内容】

1. 会計精査（2月分~3月15日分）
 - ・一般会計、頒布品会計

業務研修部会

23日 PM10:00~12:00

【内容】

1. 平成18年度の事業計画について
2. 研修会の開催スケジュールと内容の検討

会員管理システム検討

24日 PM1:30~8:30

【内容】

1. 3/8仕様検討結果の説明（出力処理）
2. システムのデモを実施（出力処理）

総務部

27日 PM1:30~3:30

【内容】

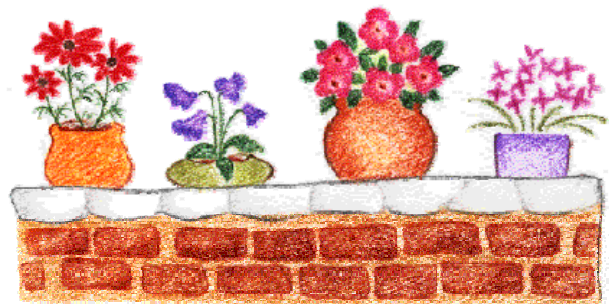
1. 個人広告掲載の件
2. 栃木県文書学事課を訪問し、会則の一部改正について打ち合わせ

正副会長・各部長・委員会会議

29日 PM1:30~4:30

【内容】

1. 平成17年度事業報告、同決算について
2. 平成18年度事業計画、同予算案について





会員名簿のインターネット公表の開始について

日行連発第1158号
平成18年3月6日

各 単 位 会 長 殿

日本行政書士会連合会
会 長 宮内 一三
総務部 部長 栗蔵 富雄

会員名簿のインターネット公表の開始について

日行連では、標記の件につきまして、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)への適合に向けた措置の一環として、平成17年度末までに対応を図ることとしております。このことにつきましては昨年7月の理事会においてご報告し、根拠規則として『事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則』を制定したところですが、この度別紙のとおり公表を開始することといたしましたのでご報告いたします。

別紙は事務局にあります。



申請取次者証明書及び届出済証明書の更新届出手続について

日本行政書士会連合会
申請取次行政書士管理委員会

申請取次者証明書及び届出済証明書(以下「証明書」という。)の更新手続においては、証明書の有効期限内に更新届出手続を行い、かつ新たな更新済証明書を取得しないと、資格の空白期間が生じ、その間、申請取次業務が行えないこととなるほか、各地方入国管理局においても、新たな更新済証明書の発行には一定期間を要すること等から、従前より申請取次会員には早めの更新届出手続をお願いしていたところではありますが、最近になり、証明書の有効期限満了の間際に所属単位会へ当該手続を行うケースが増えております。

各申請取次会員におかれましては、新たな更新済証明書が発行されるまでの所要日数等も勘案して、証明書の有効期限満了の4ヶ月前から2ヶ月前位までに必要書類を整えた上で、書類提出期限内に、余裕を持って更新届出手続きを踏まれるよう、改めてお願いいたします。

なお、証明書の有効期限満了の間際に更新の申し出を行った場合には、更新済証明書の有効期限内での発行が困難となり、業務上不利益を被る場合があることについても、ご承知おき願います。

申請取次行政書士管理委員会におきましても、今後とも、申請取次事務処理の円滑な推進に努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



在留資格「研修」における再研修等の基準が「ライン」の制定について

法務省入国管理局 平成18年3月

1. 再研修について

(1) より上級の又は関連する技術、技能等の修得を目的とする再研修であること

前回、我が国で学んだ研修と同じものを繰り返すのであれば、研修制度の趣旨に適さない上、前回の研修が適切に実施されていたかどうかという問題も生じ、適当ではない。

したがって、再研修を受けようとする場合は、原則として、さらに上級の又は関連する前回とは異なる技術、技能等を我が国において学ぶものであり、かつ、その者が母国において従事している業務との関係において、実際に、その必要性が合理的に説明されることが必要である。例えば、再研修を修了し、母国に戻った後の職務上の立場等から、新たな研修の成果に係る活用の必要性が認定できることが必要となる。

なお、再研修を実施する機関については、再研修が効果的に実施されると判断されれば、必ずしも、前回の研修を実施した機関と同一の機関である必要はない。

(2) 前回研修で学んだ技術等が、母国において活用されていること

再研修を受けようとする場合は、それを受けようとする者が前回の研修で学んだ技術、技能等を、母国において既に活用していることが必要であり、母国において活用した期間のみで判断されるものではないが、相当の期間、前回の研修の成果を活かした活動を行っていることが必要である。

母国で研修の成果を活かして活動を行っている期間が我が国での研修及び技能実習期間と比較して、あまりに短い場合（例えば、我が国において3年間にわたる研修及び技能実習を修了した後、母国において復職し、その3か月後に再研修を受けたいとする場合）や、全く前回の研修で学んだ技術、技能等を活用する活動に従事していない場合（例えば、復職せず、全くの異業種に就職していたような場合）については、その理由に合理性がなければ、再研修を相当と認めることはできない。

* 特に、前回の研修で学んだことが全く活用されていない場合は、前回の研修に係る申請が虚偽でなかったことについて合理的な説明ができることが必要である。

(3) 従前と全く異なる業種に係る研修ではないこと

原則として、前回と同一又は関連する業種についての研修であることが必要であるが、我が国において、従前と全く異なる業種（関連性のない業種）に係る研修を、受けたいとする場合は、当該研修を受けようとする者が、このような研修を受けることが必要となったことについて合理的な理由があること及び前回の研修（技能実習）修了後、前回の研修の成果を母国において活用し、又は少なくとも活用しようとしたが事情の変化により活用できなくなったことを、合理的に説明することができなければならない。

2. 交替制による研修について

研修生は、あくまで技術、技能等を学ぶ者であり、実務研修であっても当然に、労働者と同様な勤務形態で研修を行うべきものではなく、夜間や早朝の研修は、原則としては認められない。しかし、業務の特殊性から、次のいずれにも該当する場合で、交替制による研修を実施した方がより効果的な研修が行われると判断される場合には、認められる。

(1) 日本人従業員の代替として研修生に従事させるなどのおそれが全くないこと。

* 研修制度の趣旨から当然のこととして求められる。

(2) 深夜（22時から5時まで）に研修が実施されることがないこと。

(3) 当該研修が研修指導員が勤務する時間帯に行われるものであること。

* 研修は研修指導員の指導・監督の下に、行われる必要があることから、研修指導員が不在の時間帯に研修を行うことは認められない。

(4) 研修効果の観点から、交替制による研修を行うことを真に必要とする合理的な理由、必要性が認められること。

(5) 交替制による研修時間が総研修時間に比して著しく長期にわたるものではないこと。



産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る 審査基準の一部改正について

環整第415号

平成18年3月31日

栃木県行政書士会会長 様

栃木県生活環境部環境局
環境整備課長 増淵 博

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について

廃棄物行政の推進につきましては、日ごろより御支援、御協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、標記のことについては、平成15年1月1日より運用しておりますが、この度、廃棄物処理法の改正等に伴い、別紙のとおり改正し平成18年4月1日から適用することとしましたのでお知らせします。

なお、主な改正内容については、別紙「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の改正概要」を参照ください。

詳細資料は、事務局または会員ホームページにあります。

環境整備課廃棄物対策室
TEL: 028 - 624 - 3154

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の改正概要

1. 廃棄物処理法の改正に伴う改正

(1) 欠格要件への追加事項（法第14条第5項関係）

平成17年5月の法改正で、許可の厳格化等の中で暴力団員等がその事業活動を支配する個人について産業廃棄物処理業・産業廃棄物処理施設設置の許可に係る欠格要件への規定が設けられたことから、「7 審査にあたっての基準(4)欠格要件」の規定に新たに当該改正事項を設けた。

(2) 添付書類の改正（規制第9条の2第2項関係）

平成17年9月の規則改正で、産業廃棄物処理業の許可に係る申請書の添付書類として、「欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類」を追加したことから、「4 申請書及び添付書類等(1)」の“別紙12”の添付書類を「誓約書」と改めた。

2. 「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」（以下「評価制度」という）の開始に伴う改正

(1) 「評価制度」基準適合者の添付書類の省略（規則第9条の2第3項関係）

栃木県の「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準適合確認に係る取扱要領」（以下、「評価制度取扱要領」という）の規定により、評価基準への適合を認められた場合には、同要領の規定による審査結果の通知の写しを添付することによって、同要領に規定される各添付書類を省略することができることから、「4 申請書及び添付書類等(7)」に新たに当該規定を追加した。

(2) 「評価制度」基準適合者の添付書類の追加

「評価制度取扱要領」の規定により、評価基準への適合を認められ、かつ申請日が当該評価基準適合の申出を行った日から1年以上経過している場合には、同要領で規定する各添付書類の提出を求めるため、「4 申請書及び添付書類等(1)」に新たに当該規定を設けた。

3. その他

改正後の基準は、平成18年4月1日から適用する。

支局情報

【足利】

足利支部 理事会開催

春も間近の3月25日(土)に足利市内の古梅山荘において足利支部理事会が支部役員8名の出席を得て開催されました。各役員から県会に関する報告がなされた後に、支部定期総会の日程が検討されて、4月22日(土)の理事会を経て5月13日(土)に開催することが決定しました。最近の支部総会は委任状によってやっと成立しているような状態ですので、支部会員の皆様には、是非とも本人出席をお願い致します。

今回の理事会で特筆すべき事案として、平成18年度から隔月(奇数月)で足利市役所において行われる「行政書類(遺言等)相談」に支部役員を相談員として派遣することが決定した旨の報告が殿岡支部長よりなされ、具体的な運営方法について論議されました。まだまだ流動的な部分もありますが、支部会員の協力が不可欠ですのでご協力をお願い致します。

また、遅くなりましたが報告事項として昨年12月11日(日)に足利市内中橋緑地多目的広場で開催しました無料相談会の報告もありました。

詳細につきましてこの場をお借りして報告致しますと、フリーマーケットに参加しての無料相談会は今年で2度目でしたが、約100名にリーフレットとポケットティッシュを配布し、行政書士の知名度向上と職務内容についての周知を行いました。数名からは具体的な職務の説明を求められ、さらに具体的な相談にまで発展した事例もあり、かなり程度の手応えが感じられましたので、継続することによってさらなる知名度向上と職務内容への理解が得られるのではないかと思います。

栃木県行政書士会の創世期を支えられた、堀越功先生の黄綬褒章受章という嬉しい話題と森章先生の急逝というとても信じ難い悲しい話題とが入り混じった理事会でしたが、引き続き行われた懇親会でも森章先生の思い出話が引きも切らず続けられました。

いろいろとご指導いただきました森章先生のご冥福を、心よりお祈り申し上げます。

(足利支部理事 杵淵 徹)

支局かわら版

新「日光市」の人気スポット

- 日光支部(旧 上都賀支部)

今回晴れて“新日光市”が誕生した日光支部よりご案内いたします。旧日光市と旧今市市にまたがり、近年人気急上昇中の「日光だいや川公園」です。

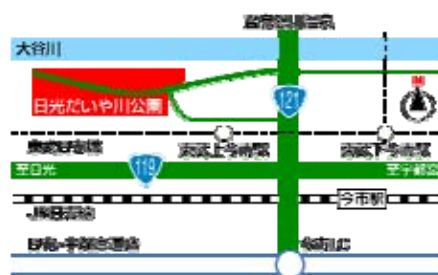
県営都市公園としてオープンしたこの公園には、100サイトをこえるオートキャンプ場をはじめパークゴルフ、グラウンドゴルフ場などのスポーツ施設。きのこ栽培、そば打ちなどを体験できる体験学習施設。そしてトンボ池、小鳥の森など自然散策エリアにゾーニングされた大規模かつ緑豊かな公園です。特に今市そばまつりのときなどは、県外からも多くの「そば好き」が会し、名人の打つそばを堪能していました。昨年3日間にわたり

開催されたそばまつりでは、北海道、福島県などそば名所といわれるお店からの出店も目立ち、栃木県からも地元今市市の有名店も負けじと行列をなしていました。

日光連山を一望できるこの公園は子供からお年寄りまで楽しむことができ、隣接の大谷川、日光杉並木、水車公園とあわせて一大自然テーマパークといっても過言ではないかもしれません。

これから新緑の美しい季節を迎えます。どうか“新日光市”を訪れた際にはこの公園に立ち寄られたらいかがでしょうか。

(支局長 杉山 茂)



支局かわら版

わくわく ネーチャーランド

が出来た！ - 鹿沼支部



このたび、体験をすることにより、みんなに、笑顔と感動を与え、充実した施設環境が、豊かな心を育てる、自然体験交流センター「わくわくネーチャーランド」が、鹿沼市板荷6130番地に出来ました。

この施設は、次の4つを目指して作られました。

- 市の西北部中山間地域“板荷”の自然、文化、産業、人材さらに既存の施設等活用した体験型学習やレクリエーション活動の拠点
- 山村の生活や産業等に対する理解を深めるために、広く市内外の人々が利用できるものとし、特に、子どもたちの体験学習や環境学習の場として活用する
- 就業機会の創出や農林産物の地産地消の拡充など、地域の活性化を促す
- 市内の小中学生による自然生活体験学習の推進を図る

まだ今のところは、宿泊管理棟のみの施設ですが、今後は、平成17年度に、体験棟外6棟を建築するほか、歩道橋整備(下部工事)、駐車場整備、多目的広場整備をおこない、平成18年度には、歩道橋整備(上部工事)、遊歩道整備、管理道舗装をする予定になっております。

ぜひ、森林浴を楽しみながら利用していただきたい、お勧めの施設ですので、ご紹介いたします。

近くに「黒川」が流れており、せせらぎプールもあって、水は清く、空気も澄んで、周辺の山々に囲まれた自然環境は、素晴らしいものであります。

交通案内

東武日光線板荷駅下車
4km徒歩1時間
リーバス小来川森崎線
大鹿島バス停下車
2km徒歩30分



連絡先

鹿沼市自然体験交流センター
(わくわくネーチャーランドは愛称です)
〒321-1111 栃木県鹿沼市板荷6,130番地
TEL.0289-64-8760 FAX.0289-64-8886

これが完成しますと、「活動・体験ゾーン、交流ゾーン、水に親しむゾーン、森に親しむゾーン」の四つのゾーンからなる、大自然を舞台にした一大施設が、皆様をお待ちすることとなります。

平成18年7月末までは、管理棟のみの利用となりますが、団体、家族および個人での利用が出来、宿泊室の使用料も、一泊中学生以下は1,600円・一般が3,200円と格安で、食事料金も、朝夕合計で、小学生以下は、1,400円・中学生以上が1,500円・そのほか、お子様ランチ500円もあります。

浴槽は、ヒノキ風呂で、和室・洋室もあり、木材をふんだんに使用し、太陽の光が明るく降りそそぐ、心の和む館です。

(支局長 山ノ井一男)

充実した施設環境が、豊かな心を育てます。



おじゃましま〜す!

おじゃましますの企画も3年目に入り、訪問させていただいた会員の知らない一面を聞き出し併せて地域情報もお伝えする事が出来たかと思っております。また、我々部員のインタビューの仕方の良い勉強になっております。唯、部員の所属する支部により訪問する地域会員のバランスが多少偏っている面があり、反省するところがあります。今日はその反省からもあり、日光地区の福田勝守会員の事務所を訪問いたしました。

事務所は県道今市・氏家線（県道62号線）沿いの今市の東部に位置し古河電池事業所の前にあり分かり易い場所で、特に今市車庫証明センターの看板が目につきました。

ところで、今市も先日平成の大合併で処により今市の名が無くなってしまいました。今市という名称は、今市宿として歴史は古いが今市市になってからの歴史は浅く昭和29年の合併で今市市となり、今回の大合併により日光市となり名をすて実を取ったようである。やはり、今市で生まれ育ったものにとっては今市という名が消えることには一抹の寂しさがあつたようである。しかし、日光市という全国的に知られているブランド名に変わり殆どが使い慣れた名称が無くなって不満は少ないようです。そんな中、全国的に見ると新名称で折り合いがつかず合併が解消された地区が少なくありません。

しかし全国的に見て使い慣れた地名がなくなり不便なこともあり、今はとにかくとして広域にわたる呼称名では所在を尋ねたり、教えたりする場合があります、地方に旅をする時等馴染んだ地名が無くなり困る場合が増えそうです。先に記した会員の所在地を記述するにしても、日光市東部では殆ど意味を為さず、先々道路名の改称もする事と思われるが、馴染んだ旧街道名が消え去ることは寂しい限りである。

前書きが長くなってしまいました。が会員の事務所を紹介します。

1. 氏名

福田勝守

2. 事務所所在地

日光市（今市市）荊沢599-75

3. 入会年月日

1995年3月。以来平成11年から支部長を務められ、現在21人の日光支部会員を率先して活動されています。

4. 入会の動機・専業か兼業か

土地家屋調査士との兼業で（会社に勤める傍ら昭和48年取得後独立）農地転用、開発行為等調査士業務以前の仕事が出来、業務の範囲が広いことから、受験し取得する。勉強家である。



5. 得意業務

オールラウンド。

6. 苦労していること

現在今市車庫証明センターとして受付業務をなされているが、地域的に範囲が広範囲であること、また、急を要する事。支部長として人集めなど。個人的に強いて言うなら「口下手」であること。

7. 行政書士になってよかったこと

多くの仕事に会したこと。

8. 趣味

音楽と旅行

若い頃は登山をしたとのことで、年齢的に同輩であり、山登りについて話が弾む。戦後娯楽の少ない時代、いち早く登山ブームがあり若者は自動車賃だけで費用のかからない山登りに夢中になった。会員の方がより本格的で北アルプスを縦走したことや諸処の山々に登ったことがあります。当方は貧乏で暇なし、東京近在の丹沢山から始まり、南アルプスの鳳凰三山や夜叉神峠から北岳、間の岳、農鳥岳縦走等々。お互い土曜日のギョウギョウ詰め夜行列車の話や着いた先々の駅で夜を明かしたこと、そして当時はバスの便も思うに任せず、もっぱら歩きに徹した事等々話に花が咲いて楽しい時間を共有出来た。

会員は今市で生まれたが父親の今で言う通勤族で不幸にも尼崎で父上を亡くされ、今市に戻られて小学校1年生の時に終戦を迎えたが戦災については余り記憶が無いというのが苦労なされたことと思われ。思わぬ長居になり事務所を辞する。

往路は国道119号線通称日光街道を通過して来たが、この街道は杉並木道では有名であるが、桜並木でも有名である。平成2年には全国の「桜の名所百選」に栃木県では太平山の桜と共に選ばれている名所である。途中途切れてはいるが、宇都宮の戸祭から今市の山口まで16キロに亘りヤマザクラを主にオオシマザクラ、ソメイヨシノが昭和26年に地元ボランティアの人々によって植えられ、後少しでピンク色のトンネルが出来。帰りは市街地を離れると鄙びた県道62号線を辿る。周りの小丘陵の山々はよく手入れの行き届いた杉や檜の人工林が多い、日光杉並木に代表される杉は今や日本人の花粉症元凶と敵視されているが昔から材木の生産地であり杉の葉はお線香の原料である、その元で暮らす地元の人達は花粉症は如何に気になることである。そんなことを考えながら春霞の長閑な田園や丘陵を眺めながら帰途につく。
(広報部 清水幸敏)

縁をつなげる

～災害と日常は別なものではない～

「NPO法人とちぎボランティアネットワーク」常務理事兼事務局長 矢野 正広

普通の町では、10人中1人が何らかの福祉的支援を必要としている(と仮定する)。「災害」という状態はそれら要援護者を一気に10人中6・7人に増やす事態なのだ。

例えば、災害は産業も破壊して、失業者を増加させる。10人中4人の収入がなくなり、生活保護が今の数倍に増える事態だ。また災害は身体障害状態の人を数倍に増やす事態だ。さらに通院して慢性疾患に抑えていた持病を、災害は急性疾患にしてしまう事態だろう。さらに複合的な災害もある。あまりに多くの“福祉的要援護者”が増えるので、10人で1人程度を支えるよう設計されていた既存の安全システム(行政・企業等)がパンクしてしまう...

災害はあまりに大きな被害に目を奪われ、無力さに呆然としがちだ。特に「15万人が被災」などと数字化されると問題解決の糸口がみつからない。しかし、自分の身に引き寄せて考えると、10人中1人を助ける仕組みを「6・7倍に増やせばよい」とも考えられる。とすると、解決策もここにある。自分の街だけでは不可能なら、全国の

広域で応援すればよい。さらに個人個人(あるいは地域、街)に起きる日常的な「個別具体的な困難」を解決する力を普段から個人や社会集団が持っていれば、“減災”ができるということだ。私たち市民には「災害と日常は別なもの」と捉えない」考え方と、日常の困難の解決方法を拡大的に応用する力が必要なのではないか。

中越地震では私たちは栃木から2300人のボランティアが現地に行った。初めてボランティアする人がほとんど。「助け合いが重要だ」、「あいさつが大切だ」と普段のなにげない営みの大切さを捉え直してきた。なかでも「行く前のテレビは他人事だったけど、行ってからは違う。あの人がいる所になった」という若者がいた。“つながり”の中で人は生きている。が、これから10年、コミュニティ崩壊が加速し、引きこもりやニートなど社会との縁(えん)が薄い若者も増加する。匿名社会でもある。だからこそ足元の栃木でも被災地でも「縁をつなげる」ことが重要なのだ。そして「縁を元手に動きだすボランタリーな担い手」が必要だ。

やの まさひろ

1962年宇都宮市生まれ。高校の時から在宅障害者と友達になり福祉系の大学へ。難民問題、全身性障害者の自立生活、ボランティア自主広報誌づくり、福祉系イベント各種の活動等をしつつ、福祉作業所勤務。のち有機農業見習い、編集者・校正者を経て、NGO/NPOのための編集プロジェクトを自営。95年阪神淡路大震災での救援活動を契機にボランティア・コーディネートの専門機関(ボランティアセンター&NPO支援センター)として栃木県域の中間支援団体「NPO法人とちぎボランティアネットワーク」を設立。事務局長に。

災害関係では日本海重油災害、栃木・那須水害、広島・呉水害、東海水害、高知県西部水害、宮城県北部連続地震、新潟水害、中越地震などで救援活動をした。

宇都宮大学国際学部非常勤講師。震災がつなぐ全国ネットワーク事務局長



「掘るまいか」上映会の取り組みの中で、とちぎボランティアネットワークとの出会いがありました。「災害」は他人事」としがちな私たちですが、実は特殊な出来事ではない、ということを感じさせていただいた取組みでもありました。

今回、日々の活動の中での思いをぜひ、と原稿をお願いしたところ、ご快諾いただき、実現したページです。

2月に中越(川口町)に雪掘りボランティアに行き、町のまつりの準備手伝いをした時の写真。

左が矢野氏。他はオールとちぎのメンバー。

< かけだしレポート >



< 質問 > を投げかけられ、あれっ？即答できなかった、初心者。
 相続人でない者に「遺言」してもかまわないのか？
 相続人でない者が相続する場合、相続税の税率は同じ？



相談内容。相談者は同級生です。

「子宝に恵まれなかった叔父夫婦は、小学生だった遠縁の娘を養子縁組したが、卒業後すぐに結婚、同居できない相手、将来の面倒をみてもらうこともあきらめ、2人暮らしをしてきた。叔父は病に倒れ入院中に、妻の将来を考えて、居住用土地など全財産を譲る旨の公正証書遺言を残し、数年後に他界した。病氣療養中も顔も見せなかった養女夫婦は、土地を売却したいからと相続権利を主張、親戚達も加わっての騒動となったのだが、遺言書が効力を発揮し断念した養女夫婦とは疎遠となり現在に至る。

叔母も78才、近くに住む姪が見かねて、何かと面倒を見ている。1人の不安から老人ホームに入居しようかと、面倒を見てくれる姪に、土地建物を安価で譲ろうかとも思うが、贈与税の額にびっくり仰天。

そこで、友達である私が相談を受けたわけであるが、数年に分けての贈与、養子縁組等の提案をしたが、検討を重ねた結果、公正証書遺言により、全財産を姪に遺贈するのが良いのではないかとの結論に達した」

< 答え > 知識に不安を抱いた初心者は、慎重に専門書を読み直し！税務署にも足を運び。

他人であっても相続できる。遺言が最優先だが、法定相続人には遺留分請求の権利あり。

法定相続人でない者の相続税の場合でも、基礎控除と法定相続人控除の計で計算される。

このケースでは6000万円までは相続税は無税であるが、もし課税がある場合、法定

相続人以外の場合、2割増しの相続税が課税となる。

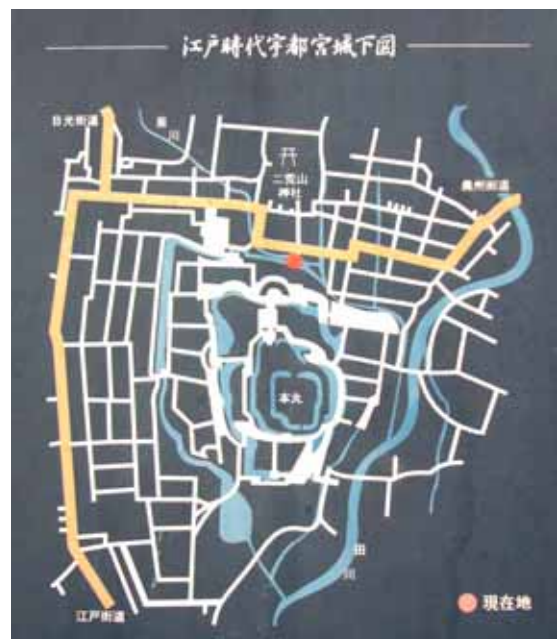
さて、快晴、大安吉日、行政書士2名の立ち会いのもと、公正証書遺言を結ぶことができました。
 新たな知識習得、一つの仕事をやり遂げ、初心者は前進の一步。 (かけだしA)

表紙写真

御橋〔みはし〕(宇都宮市)

この橋は、釜川を渡るための橋として架けられ、御橋(みはし)と呼ばれました。宇都宮城主が大手門から二荒山神社に参拝するときに渡ったといわれ、元和5年(1619年)本多正純が大手門を江野町に移してからは、一般の人でも渡れるようになったと伝えられています。




二荒山神社と宇都宮城跡を結ぶ道筋のちょうど中ほどに位置し、現在、御橋から南へ宇都宮中央郵便局までの約200mの通りは御橋通りと呼ばれ、その両側には多くの商店が並んでいます。



栃木県行政書士会員の動き

【入会】

(平成18年3月31日現在)

	支部・氏名	会員登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	小山	1893	H18.3.1	329-0433	下野市緑4-10-4	0285-44-3254	
	坂入真紀	06120345					
	那須	1894	H18.3.20	325-0011	那須塩原市寺子 1845-29	0287-63-1559	
	田沼芳友	06120521					
	宇都宮	1895	H18.3.20	320-0066	宇都宮市駒生1-20-31	028-600-4416	
	須田静夫	06120522					

【退会】安倍昭二郎会員のご冥福をお祈りいたします。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
栃木	安倍昭二郎	H18.2.6	死亡				

【変更】

支部	氏名	会員番号	変更事項	変更内容
栃木	永島正志	1798	事務所名称	行政書士 永島正志法務事務所
宇都宮	鯉沼義則	1464	事務所	宇都宮市問屋町3172-85 TEL 028-657-5750

平成18年度

栃木県行政書士会定期総会
日本行政書士政治連盟栃木会定期大会
開催のお知らせ

日時：平成18年5月19日(金)
時間：午後1時30分～
場所：「小山グランドホテル」
〒323-0827 小山市神鳥谷202
TEL 0285-24-5111(代)

当日は、小山駅・ホテル間の送迎バスを運行します。
詳細は別途通知いたします。

皆様のご参加を
お待ちしております



事務局からのお知らせ



会費の納入について

4月は会費、政連会費の納入月です。
口座引落をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

市町村合併に伴う、
変更登録申請はお済ですか？
市町村合併に伴い『本籍』『住所』『事務所所在地』に変更が生じた場合、変更登録申請が必要です。
(変更登録手数料は無料)

編集後記

いよいよ花見シーズン到来。というわけで、今回の表紙は春っぽい橋にしよう！と勝手に決定。独自に調査を進めた結果、ありました！某行政書士事務所のすぐ前に。う～ん、春っぽい！
最近手のひらサイズの小型カメラや、携帯電話のカメラでも高画質で撮れるようになってきました。シャッターチャンスは逃さずゲットし、いい写真が撮れたらぜひ広報部まで。お待ちしております。
(広報部 田代)

行政とちぎ 4月号 352

発行人 栃木県行政書士会
〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号
電話 028-635-1411(代)
FAX 028-635-1410
メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ホームページ http://www.gt9.or.jp/gyosei
編集 広報部
定価 250円
印刷所 有限会社 高久印刷

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。)



“幸せの島「マンディク」”

足利支部 星野光男会員

会員ギャラリーのご案内

会報の裏表紙を利用したのギャラリーです。
とっておきのシーンやご自慢の一品など、形にとらわれないギャラリーとして
ご活用下さい。掲載ご希望の方は、広報部まで。